

令和7年7月3日

令和7年第2回登米市議会定例会
6月定期議会 議案

(その2)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
同 意 第 4 号	監査委員選任につき同意を求めることについて	5
議 案 第 56号	令和7年度登米市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議 案 第 57号	令和7年度登米市土地取得特別会計補正予算（第1号）	別冊
議 案 第 58号	令和7年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議 案 第 59号	選挙長等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	6
議 案 第 60号	財産の処分について	7

同意第4号

監査委員選任につき同意を求めることについて

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和7年7月3日提出

登米市長 熊谷 康 信

氏 名	關 孝
住 所	登米市迫町

議案第 59 号

選挙長等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

選挙長等の費用弁償に関する条例（平成17年登米市条例第51号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年7月3日提出

登米市長 熊谷 康 信

選挙長等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の費用弁償に関する条例（平成17年登米市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、開票管理者」を削り、「選挙立会人、開票立会人」を「開票管理者」に、「及び」を「、」に改め、「期日前投票所の投票立会人」の次に「、開票立会人及び選挙立会人」を加える。

第3条第1項の表中「10,800円」を「12,200円」に、「12,800円」を「14,500円」に、「11,300円」を「12,800円」に、「10,900円」を「12,400円」に、「9,600円」を「10,900円」に、「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 60 号

財産の処分について

次のとおり財産の譲渡契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年7月3日提出

登米市長 熊谷 康 信

1 契約の目的 財産（不動産）の譲渡

2 譲渡する物件

所在	地目	地積
登米市迫町北方字大洞72番4	雑種地	39,046平方メートル
登米市迫町北方字大洞72番8	雑種地	8,965平方メートル

3 契約の金額 408,390,000円

4 契約の相手方 宮城県石巻市中島字新石湊71番地
東北電子工業株式会社
代表取締役社長 渡邊 篤